

「施設基準管理士」にチャレンジしてみませんか？

看護職が施設基準の理解を深めることは、より良い看護実践を継続していくために大切です。
さらに適時調査におけるリスクを回避することができ、病棟運営、病院経営に生かすことにもつながります。
あなたもぜひ「施設基準管理士」にチャレンジしてみませんか？



施設基準管理士認定試験 ＊詳しい日程は当協会ホームページでご確認ください。

認定試験日：毎年11月の最終土曜日に実施
申込期間：毎年8月月初～9月末日



◀詳細は当協会
ホームページをご覧ください。

公式テキスト

施設基準パーフェクトブック 2024 年度版

「施設基準管理士養成eラーニング講習」の教材でもあり、認定試験に持ち込み可能なテキスト。基礎知識、届出や要件、理解促進のための練習問題などを掲載しています。
「施設基準チェックリスト」「適時調査 調査書」ほかExcelデータダウンロードの特典付き。
施設基準管理士試験に合格したい方はもちろん、日々の実務でご活用ください。
＊施設基準パーフェクトブックは診療報酬改定に対応しており、2年に1度改訂しています。



■一般社団法人
日本施設基準管理士協会 編
■価格：19,800 円（税込）
■発行：経営書院



◀テキストの詳細・
お申し込みは
こちらから

講習会

施設基準管理士養成eラーニング講習

施設基準の届出と管理の基礎的な知識だけでなく、施設基準管理士認定試験に向けた学習の要点を習得できます。好きな時、好きな場所で認定試験に向けた試験勉強のポイントを学べます。

＊試験対策の学習サポート「認定試験対策講座」も追加でお申し込みいただけます。

対 象：「施設基準管理士」認定試験の受験を考えている方／
施設基準管理について基礎から学びたい方

申込期間：毎年7月初旬～10月末日

受講期間：毎年8月中旬～11月（認定試験日の前日）

受講料：33,000円（税込）

＊本講習は別途、公式テキスト「施設基準パーフェクトブック」（最新版）が必須です。
＊詳しい日程は当協会ホームページでご確認ください。

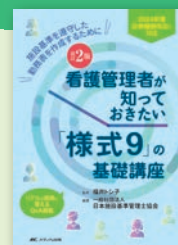


◀講習会の詳細・
お申し込みは
こちらから

関連書籍

改訂2版 看護管理者が知っておきたい「様式9」の基礎講座

看護職に関係する施設基準の基礎知識から、勤務実績と看護師配置を確認する「様式9」の作成上のルールや体制などを解説しています。現場に役立つQ&Aも満載、適時調査の対応や勤務管理の精度向上につながる1冊。



監修：福井トシ子
編著：一般社団法人
日本施設基準管理士協会
定価：3,080円（税込）
発行：メディカ出版

改訂版 ゼロからはじめる施設基準の教科書

診療報酬改定のたびに変更され、解釈が難しく、ルールが複雑で、学び方がわからないといわれる「施設基準」。そこで初心者向けの教科書として発刊しました。病院経営や施設基準にかかわるすべての関係者にとって必携の1冊。



編著：一般社団法人
日本施設基準管理士協会
定価：1,980円（税込）
発行：経営書院

施設基準管理士

検索



一般社団法人
日本施設基準管理士協会

The Japanese Association of Healthcare Facility Standards Management

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-1 三宅坂ビル TEL：03-5860-9821 FAX：03-5860-9868

2025.8



看護職の皆さまへ
「施設基準管理」を学んでみませんか!!

“いい看護がしたい”“安全で安心な環境で、より良い看護を提供したい”

看護職が常に願い、最前線で実践してきた看護は、いま着実に診療報酬で認められるようになりました。
一方で、日々の看護が適正に診療報酬として算定されるためには「施設基準」を遵守することが求められます。特に看護職員や看護補助者等の人員配置による入院基本料等は病院経営に直結し、病院収入に大きく影響します。

看護職が施設基準の理解を深めることは、より良い看護実践を継続していくためにとても大切です。さらに適時調査におけるリスクを回避することができ、適正な病棟運営や健全な病院経営にもつながります。
あなたも看護の明日のために「施設基準管理」を学んでみませんか？

より良い看護実践のために、
病院経営に貢献するために・・・



一般社団法人
日本施設基準管理士協会
The Japanese Association of Healthcare Facility Standards Management

皆さんは「施設基準」という言葉を
知っていますか？

マンションの建築基準のこと…？
いえいえ、違います。

施設基準とは診療報酬を算定するために定められている、診療体制・職種・人員配置、経験、資格、実績などの要件で、安全で質の高い医療を提供するための根幹をなすものです。
これらを満たすことで地方厚生局に届出を行い、受理されれば**診療報酬を算定できる仕組み**です。

施設基準の要件を分類

施設基準

要件

1. 体制、配置 人数、割合、職種、雇用、勤務、委員会、会議、連携など
2. 経験、資格 研修、認定資格など
3. 機器、設備 医療機器、機材、器具、装置など
4. 場所、構造 病棟、病室、廊下、浴室、便所、治療室、食堂など
5. 実績、患者 医療実績、患者の状態、計画、対策、取り組み、改善など

■看護配置と適時調査

施設基準は地方厚生局による定期的な「適時調査」や「個別指導」などにより、届出内容や算定要件が遵守されているかについて、調査・指導が行われます。
もし、不適切な場合は診療報酬の自主返還命令が出されます。
特に、入院基本料に係る看護配置を管理する「様式9」^注などに不備があった場合は、多額の自主返還金が発生することから、病院経営に大きな損害をもたらすことさえあるのです。



看護職がかかわる施設基準は、現在60項目以上も!!

看護職員等の配置に係る 診療報酬項目（主な例）

区分	項目名
入院基本料・特定入院	看護職員の配置基準（7対1、10対1など）
入院基本料等加算	患者サポート体制充実加算 褥瘡ハイリスク患者ケア加算 入退院支援加算 医療安全管理加算 認知症ケア加算2、3
医学管理等	がん患者指導管理料 イ・ロ 院内トリアージ実施料 外来腫瘍化学療法診療料 相談支援加算 （療養・就労両立支援指導料の注）
注射	外来化学療法加算
リハビリテーション	リンパ浮腫複合的治療料
手術	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算

看護職員の配置が必要な チーム医療に関連する診療報酬項目 （主な例）

区分	項目名
入院基本料・特定入院	褥瘡対策の基準 身体的拘束最小化の基準
入院基本料等加算	緩和ケア診療加算 栄養サポートチーム加算 感染対策向上加算 呼吸ケアチーム加算 術後疼痛管理チーム加算 認知症ケア加算1 排尿自立支援加算
指導管理等	外来緩和ケア管理料 糖尿病透析予防指導管理料 慢性腎臓病透析予防指導管理料 外来排尿自立指導料
在宅医療	在宅患者訪問褥瘡管理指導料

事例 1

「様式9」の不備で保険医療機関取り消し処分に

A病院は、一般病棟入院基本料7対1の施設基準を届け出ていましたが、「様式9」に添付されている看護職員の勤務実績に、実際には勤務していない看護職員を記載するなど、約5年間にわたって事実と異なる届出を行い、不正に約5億7千万円の診療報酬を受け取っていました。地方厚生局は保険医療機関を取り消す処分を行っています。

「適時調査」では、「様式9」などの届出書類や看護日誌、会議記録、チームの名簿、看護職の経験年数、業務マニュアル、研修実績、診療計画書、カンファレンス記録など届出要件に関する詳細な根拠資料が求められます。

注「様式9」：看護職員および看護要員の配置や看護師比率、月平均夜勤時間数等を確認・管理する届出添付書類で、施設基準の毎月の充足管理の要となる重要な書類

事例 2

緩和ケア病棟での夜間の看護配置の不備で、約3億2千万円を返還

B病院は、緩和ケア病棟での看護師の配置人数が基準を満たしておらず、約3億2千万円の診療報酬を過大に受け取っていたことが判明し、自主返還となりました。
緩和ケア病棟の入院料の要件には、夜勤の看護師を2人以上配置する必要がありますが、約3年余りの間、看護師と准看護師が1人ずつ勤務しており、施設基準を満たしていませんでした。

「施設基準管理士」をご存じですか？

「施設基準管理士®」は、病院経営にとって重要な施設基準の届出等を総合的に管理・運用する専門的な知識とスキルを持ったマネジメント職として、一般社団法人日本施設基準管理士協会が認定する専門職の資格です。

現在、全国に約1,600人以上が活躍しています（看護職の有資格者は120人以上）。

看護関連の施設基準が多岐にわたることから、最近では看護師、看護師長、看護部長らが続々と資格を取得しています。

活躍する看護職の施設基準管理士



医療法人社団銀杏会
統括看護部長 村上 佳世
さっぽろ銀杏会記念病院
北広島希望ヶ丘病院

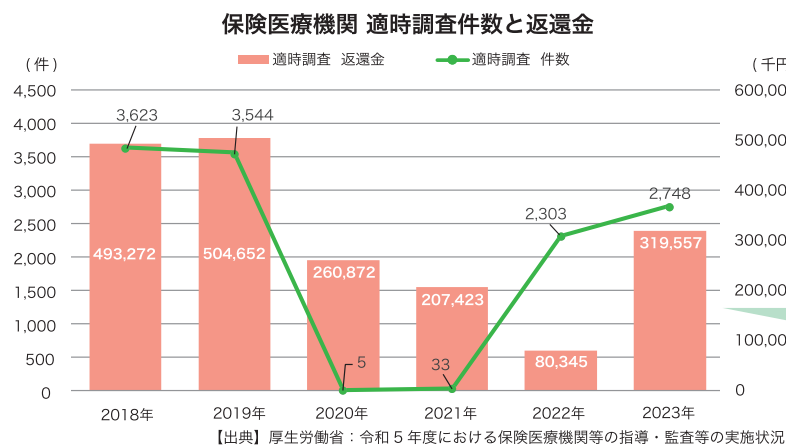
基準看護の時代から「7対1入院基本料」の新設まで、看護師の人数や割合を調整する“数の管理”が看護管理者にとっての施設基準管理でした。しかし、「重症度、医療・看護必要度」により看護ケアの評価が始まり「認知症ケア加算」「排尿自立支援加算」など、患者の病状や病態に応じたケアが評価されるようになりました。
また「入退院支援加算」や「看護補助体制充実加算」では、チーム医療やタスクシフトが評価され、看護提供体制の整備や

構築が求められるようになりました。

さらに医療機能の分化を推進するための制度改革により、入院基本料にかかわる病床区分が細かく分けられ、施設基準も複雑化しています。看護管理者には、この複雑化する施設基準を理解し、適切な人員管理とより良い看護実践を行うことが求められています。

私は2020年に「施設基準管理士」の資格を取得しました。日本施設基準管理士協会から、次回改定の事前情報や改正速報など、多くの情報を得られるうえ、会員相互の情報共有も行われています。

ポストコロナの時代、超高齢社会やIT化など多様な変化に対応し、新たな戦略を立てていくことは、看護管理者の責務であり、「施設基準管理士」の資格は、看護管理者の強みになると思います。



2019年は
50億円以上も
ある…。

コロナ禍のあと
対面適時調査で
返還金が増えています。

